

公立大学法人広島市立大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年広島市規則第28号）第4条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本理念及び基本方針)

第2条 法人は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）第1条に定める目的を果たしていくことを基本理念として業務を運営する。

2 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(内部統制システムに関する基本事項)

第3条 法人は、役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）の職務の執行が、法、他の法令、広島市の条例若しくは規則又は定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するものとする。

2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役員及び推進する職員を定めるほか、モニタリングの実施その他内部統制システムの推進に関し必要な事項を定めるものとする。

3 法人は、内部統制システムが有効に機能するよう、必要に応じて前2項及び次条から第18条までの規定により定めた規程等を見直すものとする。

第4条 法人は、業務運営に関する方針その他の重要な情報のほか内部統制システムに関する情報が、役職員に対し周知されるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 法人は、リスクの発生その他内部統制に関する重要な情報が、役職員又は監事に対し確実に伝達されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(中期計画等の策定等に関する事項)

第5条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）が、理事会、経営協議会及び教育研究評議会その他関係する委員会等の審議等を経て適切

に策定されるよう、中期計画等の策定の過程を定めるものとする。

第6条 法人は、中期計画等に基づき業務が適正に実施されるよう、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施する業務の評価（以下「評価活動」という。）を定期的に実施するものとする。

2 法人は、評価活動が適切に行われるよう、評価活動に必要な体制を整備するほか、評価活動の手順その他評価活動に必要な事項を定めるものとする。

3 法第78条の2第2項に規定される報告書の作成は、評価活動の結果を踏まえて作成するものとする。

第7条 法人は、予算の配分が中期計画等に基づき、また、評価活動の結果を踏まえて適正に行われるよう、予算の編成に関し必要な事項を定めるものとする。

（役職員の倫理の保持等に関する事項）

第8条 法人は、常勤の役員（理事長を除く。）の分掌を定め、これを公表するものとする。

2 法人は、役職員の倫理の保持に関し必要な事項を定めるほか、研修の実施その他倫理の保持に関し必要な措置を講じるものとする。

3 法人は、役職員が法令等に違反して職務を執行した場合における懲戒その他の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

4 法人は、前項の場合においては、すみやかにその是正及び再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

（業務執行の手順等に関する事項）

第9条 法人は、業務執行（経費の支出を含む。）に係る意思決定が適正に行われるよう、業務執行の手順を定めるものとする。

2 法人は、前項の手順のほか、業務執行が効率的に行われるよう、情報システムを整備するものとする。

（災害その他の緊急時の対応に関する事項）

第10条 法人は、災害その他の緊急時において適切に対応できるよう、災害その他の緊急時における対応の計画を定めるほか、対応訓練の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（リスクへの対応に関する事項）

第11条 法人は、業務実施の障害となるリスクの発生を防止し、また、リスクが発生した場合に適切に対応し障害の程度を最小に抑制できるよう、リスク管理を

統括する組織を設置するほか、リスクへの対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(監事及び監事の監査等に関する事項)

第12条 法人は、監事の職務の執行及び権限の行使が円滑かつ適切に行われるよう、次の各号に掲げるもののほか、監事及び監事の監査に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 監事が有する権限
- (2) 監査の結果に係る理事長への報告
- (3) 監査の結果の業務への適切な反映
- (4) 監査の結果に対する改善状況の監事への報告
- (5) 役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事項がある場合の監事への報告義務
- (6) 法人の意思決定に係る文書の閲覧

第13条 法人は、監事の職務の執行及び権限の行使が円滑かつ適切に行われるよう、次の各号に掲げる事項に関し必要な措置を講じるものとする。

- (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
- (2) 監事による役職員への文書提出や説明の要請
- (3) 監事の重要な会議への出席
- (4) 監事及び会計監査人の連携
- (5) 監事及び内部監査担当部署との連携
- (6) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
- (7) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査
- (8) 監事による法第13条第6項に基づく書類の調査

第14条 法人は、第12条に定める監事及び監事の監査に関する規程等を定め、又はこれを変更しようとする場合は、監事の意見を聴かなければならない。

第15条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の適切な意思疎通が確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど必要な措置を講じるものとする。

(内部監査に関する事項)

第16条 法人は、内部監査を実施する体制を整備し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第17条 法人は、次の各号に掲げるもののほか、内部通報及び外部通報に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 内部通報及び外部通報の窓口の設置及び運営
- (2) 通報者の保護
- (3) 通報に係る役員及び監事への適切な報告
(内部統制システムに関するその他の事項)

第18条 法人は、第3条から前条までに規定するもののほか、次の各号に掲げる事項に関し必要な事項を定め、または、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 施設の維持に関する事項
- (2) 情報システムの適正な管理に関する事項
- (3) 情報セキュリティの確保その他情報漏えいの防止に関する事項
- (4) 電子データの適切な保存管理に関する事項
- (5) 個人情報の保護に関する事項
- (6) 文書の適切な保存管理及び文書公開に関する事項
- (7) 入札及び契約に係る適正の確保に関する事項
- (8) 研究活動に係る適正の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務の適正を確保するために必要な事項
(業務の委託)

第19条 法人は、定款第26条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第20条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第21条 法人の売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(役員等の損害賠償責任)

第22条 役員及び会計監査人は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第23条 法人は、前条の損害賠償責任について、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（令和2年広島市条例第8号）第2条で定める額を控除して得た額を限度として広島市長の承認を得て免除することができる。

(その他)

第24条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、広島市長の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この業務方法書は、広島市長の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の規定により定めることとされた事項は、施行の日から1年以内に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、広島市長の認可のあった日から施行する。

附 則

この業務方法書は、広島市長の認可のあった日から施行する。